

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28-関東166- 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年 1月13日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 勝野 哲

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ長 田口 英樹

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ長 田口 英樹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第518回社債（一般担保付）（6年債）30,000百万円
第519回社債（一般担保付）（20年債）20,000百万円
計 50,000百万円

【発行登録書の内容】

| | |
|-------------------|------------------|
| 提出日 | 平成28年 9月23日 |
| 効力発生日 | 平成28年10月 2日 |
| 有効期限 | 平成30年10月 1日 |
| 発行登録番号 | 28-関東166 |
| 発行予定額又は発行残高の上限(円) | 発行予定額 500,000百万円 |

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額(円) | 減額による訂正年月日 | 減額金額(円) |
|-------------|-------------|--------------------------|------------|---------|
| 28-関東166- 1 | 平成28年10月 7日 | 20,000百万円 | - | - |
| 28-関東166- 2 | 平成28年11月29日 | 20,000百万円 | - | - |
| 実績合計額(円) | | 40,000百万円 (40,000百万円) | 減額総額(円) | なし |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 460,000百万円
(460,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目 4 番地の 1)
中部電力株式会社 三重支店

(津市丸之内 2 番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店

(岐阜市美江寺町二丁目 5 番地)

中部電力株式会社 長野支店

(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(6年債)】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 中部電力株式会社第518回社債(一般担保付) |
| 記名・無記名の別 | |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 30,000百万円 |
| 各社債の金額(円) | 100万円 |
| 発行価額の総額(円) | 30,000百万円 |
| 発行価格(円) | 額面100円につき金100円 |
| 利率(%) | 年0.190 % |
| 利払日 | 毎年1月25日および7月25日 |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年1月25日および7月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から平成29年7月25日までの利息は一括して同年7月25日に支払う。この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成35年1月25日 (別記「償還の方法」欄「2.償還の方法および期限」参照) |
| 償還の方法 | <p>1. 償還価額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、平成35年1月25日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記(注)「3.期限の利益喪失に関する特約」に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |

| | |
|----------------|--|
| 申込証拠金(円) | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成29年1月13日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 |
| 払込期日 | 平成29年1月20日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 電気事業法第27条の30に基づく一般担保 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当条項なし |

（注）１．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

（１）株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社はR & IからA +の信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

（２）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA 3の信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（<http://www.moody.co.jp/>）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

（３）株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当会社はJ C RからA Aの信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

3．期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1)当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号および第(2)号の規定に違背したとき。
- (2)当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3)当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4)当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当会社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5)当会社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6)当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

4．社債管理者への通知

当会社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1)当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2)当会社が当会社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3)事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4)資本金または準備金の額の減少、組織変更、当会社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

5．社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

6．社債管理者への事業概況等の報告

- (1)当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2)当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当会社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

7．債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

8．公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当会社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

9．時効

本社債元利金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおのの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

10．社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

11．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

12．発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（6年債）】

(1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|---------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 12,000 | 1．引受人は社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2．引受手数料は、総額7,000万円とする。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 6,000 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 6,000 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 6,000 | |
| 計 | | 30,000 | |

(2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|---------------|-------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 1．社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2．本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間42万円を支払うこととしている。 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | |

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 中部電力株式会社第519回社債（一般担保付） |
| 記名・無記名の別 | |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 20,000百万円 |
| 各社債の金額(円) | 100万円 |
| 発行価額の総額(円) | 20,000百万円 |
| 発行価格(円) | 額面100円につき金100円 |
| 利率(%) | 年0.840 % |
| 利払日 | 毎年1月25日および7月25日 |
| 利息支払の方法 | <p>1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年1月25日および7月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から平成29年7月25日までの利息は一括して同年7月25日に支払う。この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成49年1月23日 （別記「償還の方法」欄「2．償還の方法および期限」参照） |
| 償還の方法 | <p>1．償還価額 額面100円につき金100円。</p> <p>2．償還の方法および期限 (1) 満期償還 (イ) 本社債の元金は、平成49年1月23日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。 (ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却 当会社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金(円) | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成29年1月13日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 |
| 払込期日 | 平成29年1月20日 |

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 電気事業法第27条の30に基づく一般担保 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当条項なし |

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社はR & IからA +の信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA 3の信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（<http://www.moodys.co.jp/>）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を平成29年1月13日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号および第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4．社債管理者への通知

当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

5．社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

6．社債管理者への事業概況等の報告

- (1)当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2)当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

9. 時効

本社債元利金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおのの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

10. 社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

12. 発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

(1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------------|-----------------------|---------------|--|
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 9,000 | 1．引受人は社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2．引受手数料は、額面100円につき金40銭とする。 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 4,000 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 4,000 | |
| しんきん証券株式会社 | 東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号 | 3,000 | |
| 計 | | 20,000 | |

(2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|---------------|-----------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 | 1．社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2．本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間28万円を支払うこととしている。 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号 | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号 | |

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 50,000 | 164 | 49,836 |

(注) 上記金額は第518回社債および第519回社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額49,836百万円は、設備資金、借入金返済資金および社債償還資金に充当する予定である。なお、平成27年度末（平成28年3月31日）における1年内返済予定の長期借入金は229,980百万円、社債は124,500百万円となっている。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月10日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成29年1月13日)までに、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成29年1月13日）現在においてもその判断に変更はありません。

当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日（平成29年1月13日）現在においてもその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中部電力株式会社 本店

(名古屋市東区東新町1番地)

中部電力株式会社 静岡支店

(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店

(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店

(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店

(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし